

[事案 2023-322] 契約者貸付利率変更請求

・令和7年4月18日 和解成立

<事案の概要>

担当者の誤説明を理由に、契約者貸付利率の変更等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成7年11月に契約した終身保険および生前給付保険について、以下等の理由により、契約者貸付の利率を1%に変更し、オーバーローン失効させずに、死亡保険金を契約どおり全額支払うことを確約してほしい。

- (1) 事業にかかる運転資金の調達について担当者に相談したところ、担当者から、契約者貸付について6%前後の利息がかかるが、本契約等において今まで積み立てた金員が5%で運用されているため、実質的には1%前後の金利でお金が借りられるとの説明があった。担当者がその旨の説明をしたことは、契約者貸付の手続をする際に受領した書面にも、「貸付は実質1%となります」との記載があることから分かる。
- (2) 税理士からの指摘を受けて、担当者に確認をしたことがあるが、その際も、担当者は、実質的には1%であるから安心して借りてください、とか、自分が亡くなった時の保険金で契約者貸付は精算できるという話をした。
- (3) 保険会社に勤める子と共に、担当者から契約者貸付について説明を受けたが、担当者は、従前と同じ説明をした。また、この際にも、オーバーローン失効の話は出ず、説明もなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当者には、実質年利の説明を行ってまで、申立人に契約者貸付を勧める動機は見当たらない。
- (2) 本契約等の申込時に交付するご契約のしおり・約款には、契約者貸付または保険料の自動振替貸付の元利金が解約返戻金を超えるに至ったときには、保険契約は効力を失う旨の記載がある。
- (3) 毎年10月に、貸付利率やオーバーローン失効にかかる説明、契約者貸付の残高および解約返戻金を記載した案内を申立人に対して送付している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者貸付の利用にかかる事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本件では、担当者が亡くなっていることから事実確認が難しいものの、申立人の主張する担当者の説明内容は具体的であり、担当者が誤解を与えるおそれのある説明等を行った可能性を完全に否定できるものではないこと等の理由から、保険会社から申立人に対して、

従前、和解案が提示されていた。